

令和7年度 根室市地域水産加工業生産基盤強化支援補助金Q & A集

1. 補助金の目的について

Q1 . この補助金の目的について教えてください。

A1 . 水産食料品製造業を営む市内事業者に対して、新たな商品の生産強化や生産性の向上等の取り組みを促進し、生産基盤の強化に資する支援を行うことにより、当市の水産加工業の経営強化と持続的成長を図ることを目的とします。

2. 補助対象事業者の要件について

Q2 . 補助対象となる事業者と対象業種を教えてください。

A2 . この補助金の交付申請日時点において、過去1年以上の期間、市内に本社又は事業所を有し、継続して水産食料品製造業を営んでいる、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者及び小規模事業者（会社及び個人）が対象となります。
ただし、法人市民税の納付がない事業者や、納税地が根室市以外となっている事業者については、補助対象者として認められません。

対象業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業（水産食料品製造業）	3億円以下	300人以下	20人以下

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項参照

Q3 . 水産食料品製造業等の範囲を教えてください。

A3 . 総務省が規定する日本標準産業分類で定める食料品製造業のほか、市長が特に認めた業種を営む事業者を補助対象とします。

なお、水産製品製造業等の許可を得ず、漁家が自家取得した原材料を使用して製造、加工を行っている場合については、補助対象者として認められない場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

水産食料品製造業	※日本標準産業分類参照
水産缶詰・瓶類製造業、海藻加工業、水産練製品製造業、塩干・塩蔵品製造業、冷凍水産物製造業、冷凍水産食品製造業、その他の水産食料品製造業	

Q4 . その他市長が特に認めた業種について詳しく教えてください。

A4 . 主たる原材料として水産物を調達し、自らが製造又は加工し、販売していることを客観的に証明できる場合は、補助対象者として認めることとします。

ただし、下表に該当する場合は、補助対象者として認められません。

- | |
|---|
| ①原材料に占める水産物の使用重量及び使用金額が50%に満たない場合。
②自らが製造又は加工を行わず、販売事業のみ行っている場合。 |
|---|

Q5 . その他にも補助対象事業者としての要件がありますか。

A5 . はい。次の要件を満たすことが必要です。

- ①根室市暴力団排除条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- ②市税を滞納していない者であること。
- ③直近の決算期において、債務超過の状態にない者であること。

※債務超過状態にある者であっても、債務超過額が少なく、本補助事業の着手により短期間のうちに債務超過が解消する見込みがある場合など、特に市長が認める場合については、補助対象者として認められる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

3. 補助対象事業の要件について

Q6 . 補助金の交付対象事業と対象経費を教えてください。

A6 . 補助の対象となる事業は、次の①～④の事業とし、これらの事業を実施するために必要な経費のうち機器購入費を補助対象経費とします。

①新商品開発型生産機器導入事業

・ 新たな食品加工技術を活用した新規製品の生産強化に資する生産機器導入事業。

②販路拡大型生産機器導入事業

・ 取引先のニーズに対応した新規製品の販売強化に資する生産機器導入事業。

③生産コスト削減型生産機器導入事業

・ 省エネ対策や生産性向上に資する生産機器導入事業。

④ALPS 処理水関連輸入規制対策支援事業

・ ALPS 処理水関連輸入規制強化等の影響対策に資する生産機器導入事業

※国等が実施する補助事業等を活用し、①②③のいずれかの事業を実施する場合についても、機器購入費のうち自己負担額に相当する金額を補助対象経費として認めます。

Q7 . 補助金の対象となる経費や補助率、補助限度額を詳しく教えてください。

A7 . 補助対象となるのは、1 件 10 万円以上の食料品製造用の機器購入費です。

ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象外経費とします。

補助率、補助限度額は、下表のとおりです。

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
①新商品開発型 生産機器導入事業	<u>新たな食品加工技術を活用した新規製品の生産強化に資する事業を実施するために必要な経費のうち機器購入費</u>	1/2 以内	300 万円
②販路拡大型 生産機器導入事業	<u>取引先のニーズに対応した新規製品の販売強化に資する事業を実施するために必要な機器購入費</u>		
③生産コスト削減型 生産機器導入事業	<u>省エネ対策や生産性向上に資する事業を実施するために必要な経費のうち機器購入費</u>		
④ALPS 処理水関連輸入 規制対策支援事業	<u>ALPS 処理水関連輸入規制強化等の影響対策に資する事業を実施するために必要な経費のうち機械購入費</u>	2/3 以内	500 万円

Q8 . 複数の機器を導入したいと考えていますが、補助対象として認められますか。

A8 . 事業を実施するために複数の機器の導入が必要と認められる場合については、補助限度額の範囲内で、複数の機器購入費が補助対象となります。

Q9 . 中古機器も補助対象として認められますか。

A9 . 中古機器については、2 社以上の業者から見積を入手し、同等機種・製造年数等の条件を比較・検討し、販売価格が適正であることが認められる場合については、補助対象として認めることとします。

ただし、製造後に相当の年数が経過している中古機器については、補助対象として認められない場合がありますので、詳細はお問合せください。

Q10. これらの機器を設置する際の各種工事費も補助対象として認められますか。

A10. いいえ。機器設置に係る整備工事等の費用については対象外経費となります。ただし、軽微な据付けに要する経費については、対象経費として認める場合がありますので、詳細はお問合せください。

※軽微な据付けと判断される事例

- ・別の業者への外注がない軽微な電気配線や各種配管との接続工事などの場合。

Q11. 複数回の補助金の申請・交付は認められますか。

A11. 原則として、補助金の申請・交付は、申請者1事業者に付き1事業です。複数の事業を申請する場合は、いずれか1事業のみが補助対象事業となります。

Q12. 補助事業の実施期間について教えてください。

A12. 令和7年4月1日（火）以降に実施し、令和8年2月28日（土）までの期間内に、関係機器の発注、契約、納品及びその経費の支払、市への実績報告等が完了する事業を補助対象とします。

令和7年4月以前に発注、契約、納品等を行った機器等については、補助対象として認めませんので、ご注意ください。

なお、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合については、交付決定前に事業着手を認める場合がありますので、詳細はお問合せください。

4. 補助金の申請方法について

Q13. 補助金を申請してから支払いを受けるまでの流れを教えてください。

A13. 補助金の申請から支払いまでの基本的な流れは、次の以下のとおりです。



Q14. 申請する際に必要な書類を教えてください。

A14. 申請書類に必要な書類は、次のとおりです。

- ①交付申請書（別記第1号様式）
- ②事業実施計画書（別記第2号様式）
- ③事業収支予算書（別記第3号様式）
- ④誓約書兼同意書（別記第4号様式）
- ⑤納税証明書（完納証明書）
- ⑥履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法人のみ必要）
- ⑦住民票の写し（個人事業者のみ必要）
- ⑧水産食料品製造業を営んでいることを証明する書類の写し
- ⑨直近決算期において、債務超過の状態にないことを証明する書類の写し
- ⑩実施しようとしている事業の概要が確認できる資料及び見積書の写し
- ⑪国等が実施する補助事業等を活用する場合は、その事業概要が確認できる書類又は交付の申請を証明する書類の写し

Q15. 申請書はどこで入手できますか。

A15. 市ホームページに掲載している様式をダウンロードしていただくか、根室市水産加工振興センターにて配布します。

Q16. 補助金の申請期間と申請書類の提出方法を教えてください。

A16. これまでに本補助金の交付を受けていない事業者について、「令和7年4月10日（木）」から、根室市水産加工振興センターにて、本補助金の申請書類を受付します。
また、これまでに標記補助金の交付を受けている事業者のうち、補助金交付後に毎年実施している事業効果調査結果からすでに事業目的を達成していると認められる事業者等については、令和7年6月10日（火）から標記補助金の交付申請書の受付を行います。
なお、本補助金は、申請額が予算額に達した時点で募集を終了しますので、あらかじめご承知おきください。

Q17. 申請書類に不備があった場合、連絡はありますか。

A17. はい。申請書類に不備のあった場合は、記載の連絡先にお電話させていただき、書類の修正又は追加提出等を指示する場合があります。

Q18. 事業実施計画書を記入する際の注意点を教えてください。

A18. 事業計画書には、実施しようとする事業効果が明確にわかるように、生産、販売を強化しようとしている新製品等の名称や生産・販売額の年次計画の他、生産コスト削減効果の試算値を記載してください。

Q19. 新商品開発型生産機器導入事業の補助要件について教えてください。

A19. 新たな食品加工技術を活用した新規製品の生産強化に資することを補助要件とします。
既存製品であっても、品質上の改良点が明らかに認められる改良製品の生産強化を計画する場合については、補助対象として認めることとします。

Q20. 販路拡大型生産機器導入事業の補助要件について教えてください。

A20. 取引先のニーズに対応した新規製品の販売強化に資することを補助要件とします。既存製品であっても、品質上の改良点が明らかに認められる改良製品の販売強化を計画する場合については、補助対象として認めることとします。

Q21. 生産コスト削減型生産機器導入事業の補助要件について教えてください。

A21. 総事業費及び耐用年数を考慮の上、一定以上の消費エネルギー量削減効果が見込まれる機器、又は一定以上の生産能力向上効果が見込まれる機器の導入を行う場合、補助対象事業として認めることとします。詳細はお問合せください。

Q22. 納税証明書はどこで入手できますか。

A22. 根室市役所税務課（1階窓口13番）で「完納証明書」を申請・入手してください。

Q23. 水産食料品製造業を営んでいることを証明する書類について教えてください。

A23. 食品衛生法に基づく営業許可証の写しを提出してください。
ただし、事業の内容が、原材料に占める水産物の使用重量及び使用金額が50%に満たない場合、自らが製造又は加工を行わず、販売事業のみ行っている場合については、補助対象事業者の要件である水産食料品製造業等を営む者として認められません。

Q24. 実施しようとしている事業の概要が確認できる資料について教えてください。

A24. 導入しようとしている水産食料品製造用機器名・用途・効果が記載されたカタログや仕様書等を提出してください。

Q25. 実施しようとしている事業の概要が確認できる見積書について教えてください。

A25. 見積書には、導入しようとしている機器の購入費と、それらの設置に係る整備工事等の費用を必ず分けて記載してください。また、販売価格が適正であることを確認するため、必ず2社以上の業者から見積を入手するようにしてください。

Q26. 債務超過の状態にないことを証明する書類について教えてください。

A26. 直近 1 年間の決算書類（貸借対照表等）の写しを提出してください。

5. 申請後の手続き等について

Q27. 交付決定になった場合には連絡がありますか。

A27. はい。申請種類の受付の後、提出書類の審査の結果に基づき、交付決定通知又は不交付決定通知を文書により通知します。

Q28. 補助金の交付を決定する際に付される補助条件について教えてください。

A28. 次の①～②の条件を付して補助金の交付を行うことといたします。補助金を他の用途に使用した場合、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反した場合、不正な行為をした場合等については、交付決定の取り消しや補助金の返還を求める場合がありますので、十分に注意してください。

- ①取得財産等の管理については、補助金の交付の目的に即し、事業実施後においても善良な管理者の注意をもって管理すると共に、その効率的な運営を図ること。
- ②取得財産等の現況及び補助事業の成果に関して、市長が求める報告及び調査、市長が行う発表及び広報が適正に行われるよう努めること。

Q29. 交付決定日以前に事業を着手することができますか。

A29. 事業の着手は、原則として交付決定日以降になります。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合については、関係機器の発注、契約、納品等の事前着手を認める場合があります。詳細はお問合せください。

Q30. 申請の取り下げや事業の変更、中止を行うことはできますか。

A30. はい。交付申請を取り下げようとする場合、補助事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

なお、補助対象経費の減額又は増額が 10 パーセントを超えない場合で、補助金の増額とならない軽微な変更の場合は、変更申請書の提出は必要ありません。

- ①取下届（別記第6号様式）
- ②変更承認申請書（別記第9号様式）
- ③中止承認申請書（別記第11号様式）

Q31. 機械導入に係る発注や契約時に注意すべき事項を教えてください。

A31. 機器導入に係る契約を行う際、その価格が 80 万円を超える場合については、原則として一般競争入札を行うこととなります。

ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難・不適當な場合は、指名競争または随意契約とすることができますので、詳細についてはお問い合わせください。

なお、機械導入に係る入札等が終了した時には、次の書類を提出してください。

- ①入札結果報告・着手届（別記第14号様式）

Q32. 機器の導入が完成した後の提出書類について教えてください。

A32. 機器の導入が完成した場合は、速やかに①～②の書類の提出し、導入した機器が適正に設置されていることを確認するため、市の職員が行う調査を受けてください。

- ①実施事業完成届（別記第15号様式）
- ②事業の実施状況を確認できる記録写真等の資料

Q33. 補助金の支払い方法について教えてください。

A33. 導入機器の設置状況に関する現地調査の結果、適正と認められた場合、①～④の書類を提出して下さい。

これらの提出書類の内容を審査し、適正と認められた場合、補助金の交付額を確定し、申請者に通知しますので、その後に⑤の書類を提出し、補助金の請求を行って下さい。

- ①事業実績報告書（別記第 21 号様式）
- ②事業収支決算書（別記第22号様式）
- ③交付対象事業に係る経費の領収書又は支払を証明できる書類の写し
- ④国等が実施する補助事業等を活用した場合は、交付決定等を証明する書類の写し
- ⑤交付請求書（別記第 24 号様式）

Q34. 補助金を概算払により事業の完了前に支払いを受けることはできますか。

A34. 市長が特に必要と認める場合、概算払を行う場合があります。詳細はお問合せください。

Q35. 事業の完了後、事業所に調査が入ることはありますか。

A35. はい。補助事業の成果について検証するため、事業完了後においても、取得財産等の現況及び補助事業の成果に関する報告及び調査等を実施しますので、あらかじめご同意いただくと共に、これらが適正に行われるようご協力をお願いいたします。

Q36. 本補助金は法人税・所得税、固定資産税の申告対象となりますか。

A36. はい。原則、申告対象となります。固定資産税の適正課税のため、本補助金により整備された機器等に関する情報については、市税務課に情報提供することがありますので、あらかじめご同意の上、申請書類をご提出いただきますようお願いいたします。

6. 補助金受領後の注意点について

Q37. 補助金に関する書類は、保管する必要がありますか。

A37. はい。補助金の収支に関する帳簿その他の関係書類は、補助事業の完了する日の属する年度から 5 年間保管しなければなりません。

Q38. 補助事業により取得した機器は、事業者の都合で、自由に廃棄できますか。

A38. いいえ。処分制限期間内において、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはなりませんので、あらかじめご了承ください。

処分制限期間は、食料品製造用機器の場合、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定等により、10年と定められています。

Q39. 補助金により取得した機器に関して、その他注意すべきことはありますか。

A39. はい。導入機器は、財産管理台帳（別記第21号様式）に必要な事項を記載し、処分制限期間の満了時（食料品製造用機器の場合は10年）まで整備保存しなければなりません。

Q40. 受け取った補助金の返還を求められる場合はありますか。

A40. はい。補助金を他の目的又は用途に使用した場合、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令及び本要綱に違反した場合、不正な行為をした場合等については、交付決定の取り消しや補助金の返還を求める場合がありますので、十分に注意してください。

お問合せ先

根室市水産経済部 水産加工振興センター

〒087-0032 根室市花咲港3 7 4 番地 TEL：0153-25-3313

